

## 「就学指定校」及び「就学指定校の変更」について

山県市教育委員会

### 1 山県市立小学校・中学校の「就学指定校」について

就学指定校		就学区域
高富 中学校	高富小学校	高富、佐賀
	富岡小学校	東深瀬、西深瀬、高木
	梅原小学校	梅原
	桜尾小学校	椎倉、伊佐美、赤尾
	大桑小学校	大桑
伊自良 中学校	伊自良南小学校	洞田、小倉、大森、藤倉、大門
	伊自良北小学校	長滝、平井、掛、松尾、上願
美山 中学校	美山小学校	岩佐、中洞、富永、青波、佐野、船越、日永、出戸、相戸、柿野
	いわ桜小学校	徳永、笹賀、椿、谷合、田栗、片原、神崎、円原、葛原

(「山県市立学校の就学区域を定める規則 第2条」より)

### 2 「就学指定校の変更」について

山県市教育委員会では、山県市に住民登録している児童生徒の就学すべき小・中学校を、住所地により定められた「就学区域」に基づいて上記のように指定しています。

ただし、下記のような事由がある場合は山県市教育委員会の審査を受けて、指定された学校以外の学校へ就学することが認められる場合があります。

- ①学年の途中で「就学区域」外へ転居をしたが、登下校の安全に支障がなく転居前の指定校に通学できる場合。
- ②住居の新築等により「就学区域」外へ転居することが確定しており、短期間転居予定地の学校へ通学を希望する場合、通学に支障がない場合。
- ③住居の新築等により短期間「就学区域」外から通学を希望する場合、通学に支障がない場合。
- ④両親が共働き等の理由から下校後の家庭に保護監督するものがない小学生で、祖父母等の託児先にある学校へ就学する場合。
- ⑤留守家庭の理由から「就学指定校の変更」が許可されている小学生が、家庭状況が引き続き同様であり、在籍した小学校の「就学区域」にある中学校へ進学する場合。
- ⑥病気等の身体的理由により、「就学指定校」への就学が困難な場合。
- ⑦山県市就学指導委員会の指導により、「就学指定校」とは別の小・中学校の特別支援学級に就学する場合。
- ⑧いじめの対応等、教育的配慮が必要な場合。
- ⑨その他、教育長が特に必要があると認める場合。

※尚、「就学区域」外から就学をする場合、登下校時における事故等の責任の一切は、児童・生徒の保護者に負っていただきます。また、上記の①～⑨の事由に該当する場合でも、通学に支障があると認められる場合は変更できません。

### 3 「就学指定校の変更」の手続きについて

- 山県市役所3階 教育委員会学校教育課へ「就学指定校変更申請書」を取りに来てください。
- 「就学指定校変更申請書」に必要な事項を記入し、必要な添付書類を整え、山県市教育委員会学校教育課へ提出ください。
- 審査の結果は、後日、お知らせします。
- 次年度小学1年生中学1年生については、前年度11月30日までに「就学指定校変更申請書」を提出ください。
- 「就学指定校の変更」の許可期限は学年末までとします。次年度も引き続き「就学指定校の変更」を希望される場合は、3月に更新手続きをお願いいたします。